

兵庫県公報

令和6年1月5日 金曜日 第478号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| | ページ |
|---|-----|
| 告 示 | |
| ○ 救急病院の認定（医務課） | 1 |
| ○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（同） | 2 |
| ○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課） | 2 |
| ○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産漁港課） | 2 |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課） | 2 |
| ○ 道路の位置指定（中播磨県民センター） | 3 |
| ○ 同 上（丹波県民局） | 3 |
| 公 告 | |
| ○ 寄附者の顕彰（秘書課） | 3 |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 3 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局） | 5 |
| ○ 同 上（北播磨県民局） | 5 |
| ○ 同 上（中播磨県民センター） | 5 |
| 病院局公告 | |
| ○ 入札公告 | 5 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 | 11 |
| ○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 | 12 |
| ○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 | 12 |

告 示

兵庫県告示第1号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院（救急診療所）と認定した。

令和6年1月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 名称 医療法人社団董会 名谷病院
所在地 神戸市垂水区名谷町字梨原2350-2
認定年月日 令和5年12月6日
認定の有効期限 令和8年12月5日
- 名称 松田病院
所在地 神戸市北区松が枝町3丁目1-74
認定年月日 令和5年12月13日
認定の有効期限 令和8年12月12日
- 名称 神戸海星病院
所在地 神戸市灘区篠原北町3丁目11-15
認定年月日 令和5年12月27日
認定の有効期限 令和8年12月26日

~~~~~

**兵庫県告示第2号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和6年1月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 西原クリニック  
所在地 尼崎市稲葉荘1-8-17  
撤回年月日 令和5年11月29日



**兵庫県告示第3号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和5年12月19日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年1月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 事業名        | 地区名  | 縦覧の期間                  | 縦覧の場所 |
|------------|------|------------------------|-------|
| 農村地域防災減災事業 | 新定地区 | 令和6年1月5日から<br>同 月25日まで | 加東市役所 |



**兵庫県告示第4号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年1月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 加入区   |                                   | 同意成立年月日   |
|-------|-----------------------------------|-----------|
| 区域名   | 区分                                |           |
| 東二見区域 | 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業 | 令和5年12月4日 |
| 伊保区域  | 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業 | 同上        |



**兵庫県告示第5号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年1月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域  
たつの市龍野町大道字立割539番1及びたつの市龍野町大道字己之改443番1の各一部

2 特定有害物質の名称  
砒素及びその化合物



**兵庫県告示第6号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和6年1月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                    | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------------|--------------|--------------|
| 第R05中播位置<br>0005号 | 5.12.19          | 揖保郡太子町矢田部字大見度143番1の一部 | 5.0          | 41.34        |



**兵庫県告示第7号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和6年1月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                                | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------------------------|--------------|--------------|
| 第R05丹波位置<br>0003号 | 5.12.14          | 丹波篠山市東吹字杉ヶ坪896番1の一部、<br>1110番8の一部 | 6.00         | 44.858       |

**公 告**

**寄附者の顕彰**

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和6年1月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 氏名及び住所  
株式会社魚国総本社 大阪市西淀川区  
千石美枝子 加西市
- 功績内容  
兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年1月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ジャパン豊岡店、ゲオ豊岡店、スーパーマルワ豊岡店  
 所在地 豊岡市三坂町160 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

| 名称       | 住所                | 代表者の氏名 |
|----------|-------------------|--------|
| 株式会社Waco | 豊岡市妙楽寺4番地         | 石田和人   |
| 株式会社にしがき | 京都府京丹後市大宮町口大野88番地 | 西垣俊平   |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
 名称 ジャパン豊岡店、ゲオ豊岡店、にしがき豊岡店
    - イ 変更後  
 名称 ジャパン豊岡店、ゲオ豊岡店、スーパーマルワ豊岡店
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

| 名称       | 住所                | 代表者の氏名 |
|----------|-------------------|--------|
| 石田廣和     | 豊岡市妙楽寺4           |        |
| 株式会社にしがき | 京都府京丹後市大宮町口大野88番地 | 西垣俊平   |

    - イ 変更後  
 名称  

| 名称       | 住所                | 代表者の氏名 |
|----------|-------------------|--------|
| 株式会社Waco | 豊岡市妙楽寺4番地         | 石田和人   |
| 株式会社にしがき | 京都府京丹後市大宮町口大野88番地 | 西垣俊平   |
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

| 名称       | 住所                | 代表者の氏名 |
|----------|-------------------|--------|
| 株式会社ジャパン | 大阪市中央区淡路町一丁目5-13  | 池田博之   |
| 株式会社ゲオ   | 愛知県春日井市宮町一丁目1番地1  | 沢田喜代則  |
| 株式会社にしがき | 京都府京丹後市大宮町口大野88番地 | 西垣俊平   |

    - イ 変更後  
 名称  

| 名称          | 住所                 | 代表者の氏名 |
|-------------|--------------------|--------|
| 株式会社スギ薬局    | 愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4 | 杉浦克典   |
| 株式会社ゲオ      | 名古屋市中区富士見町8番8号     | 吉川恭史   |
| 株式会社マルワ渡辺水産 | 美方郡新温泉町芦屋365       | 渡辺隆一   |
- 4 変更年月日  
 令和5年11月1日 ほか
- 5 届出年月日  
 令和5年12月5日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
 令和6年1月5日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和6年5月7日
  - (2) 提出先  
 兵庫県まちづくり部都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年1月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市米田町塩市字明田159番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市加古川町北在家2230番地  
株式会社オーセンティック不動産 代表取締役 小泉敦嗣
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年9月11日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-17-2号（5高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年1月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
（第2工区）  
加東市木梨字原南山1134番62の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加東市社50番地  
加東市長 岩根 正
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年12月15日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-27-3号（3加東）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年1月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市揖保川町片島字池之奥364番1、365番1、366番1、367番1、368番1、369番1、370番1、371番1、381番1、382番1、383番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
熊本県熊本市北区植木町亀甲字堀ノ内437番地4  
熊本通運株式会社 代表取締役 犬賀正伸
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年3月28日  
兵庫県指令建指第1-3号（4たつの）

**病院局公告**

**入札公告**

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月5日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名  
ボイラー更新工事
- (2) 工事場所  
兵庫県立リハビリテーション中央病院 神戸市西区曙町1070
- (3) 工事概要  
工種 管工事  
老朽化した既設ボイラー設備（炉筒煙管方式）の更新
- (4) 施工期間  
着工の日から令和6年3月31日（日）まで
- (5) 最低制限価格  
有
- (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格  
無
- (7) 入札方式  
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
- (8) 契約締結予定日  
令和6年2月上旬予定
- (9) 支払条件
  - ア 前払金 有
  - イ 中間前払金 有
  - ウ 部分払 有  
履行期間中1回以内とする。
  - エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

## 2 応募方法

単独企業による。

## 3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

## (1) 資格要件

- ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定による管工事業に係る建設業の許可を有すること。
- ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が管工事であること。
- エ 法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。  
なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。
- オ 兵庫県神戸県民センター管内に管工事業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、令和5年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてA等級に格付けされていること。かつ技術・社会貢献評価点数の合計が70点以上の者に限る。
- カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、下記(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(7) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社山本設計

(イ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(ウ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日(確認基準日)までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

## (2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(7) 原則として、法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(イ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係(原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

## 4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

### (1) 閲覧期間

令和6年1月5日(金)から同月26日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

### (2) 閲覧場所(公告事務を担当する部局)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課経営班

電話(078)341-7711 内線3464

## 5 設計図書及び提出資料の様式等の交付

### (1) 交付期間

令和6年1月5日(金)から同月15日(月)まで(県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

### (2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

### (3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、入札説明書等交付申出書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

## 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札説明書等交付申出書及び入札参加申込書(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参により提出すること。

### (1) 提出期間

上記5(1)に同じ。

### (2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

### (3) 提出部数

1部

### (4) 提出資料等

ア 入札説明書等交付申出書兼受領書

イ 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

令和6年1月5日（金）から同月19日（金）まで（県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和6年1月23日（火）から同月26日（金）まで

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和6年1月29日（月）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館1階入札室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。



- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）
- (4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者
- シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。
- (6) 無効とする入札
- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (7) 入札に際しての注意事項
- ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約当事者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。  
なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。
- ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。
- エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めるとがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。  
なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。
- オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。  
なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。
- カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。
- キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。
- ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。
- 9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出
- (1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（県の休日を除く。）に提出すること。
- ア 提出部数  
1部
- イ 提出資料等
- (7) 配置予定技術者の資格  
入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。  
なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。
- (4) 建設業の許可及び経営事項審査結果  
入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。
- a 建設業の許可  
許可に係る通知書の写し
- b 経営事項審査結果

法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

(1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

(3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。

- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、指定及び取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年1月5日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田 秀一

表伊丹市の項中

「

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 伊丹市共同利用施設ゆうかりセンター | 伊丹市鈴原町2丁目4 |
| 伊丹市共同利用施設大野センター   | 伊丹市大野3丁目5  |

」

を

「

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 伊丹市共同利用施設大野センター | 伊丹市大野3丁目5 |
|-----------------|-----------|

」

に

「

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 伊丹市共同利用施設南菱センター   | 伊丹市南鈴原3丁目49 |
| 伊丹市共同利用施設あすなろセンター | 伊丹市車塚1丁目32  |

」

を

「

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 伊丹市共同利用施設あすなろセンター | 伊丹市車塚1丁目32 |
|-------------------|------------|

」

に

「

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 伊丹市共同利用施設さつきセンター | 伊丹市南鈴原4丁目42 |
| 伊丹市共同利用施設昆陽池センター | 伊丹市昆陽池3丁目3  |

」

を

「

|                  |            |
|------------------|------------|
| 伊丹市共同利用施設昆陽池センター | 伊丹市昆陽池3丁目3 |
|------------------|------------|

」

に

「

|             |              |
|-------------|--------------|
| 伊丹市北村交流センター | 伊丹市北園1丁目21-1 |
|-------------|--------------|

」

を

「

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 伊丹市北村交流センター     | 伊丹市北園1丁目21-1  |
| 伊丹市すずはら地区交流センター | 伊丹市御願塚6丁目3-50 |

に改める。

~~~~~

兵庫県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和6年1月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田秀一

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,590

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 666,184

~~~~~

**兵庫県選挙管理委員会告示第3号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和6年1月5日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

| (選挙区名)    | 〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕 |
|-----------|------------------------------|
| 神戸市東灘区    | 57,590                       |
| 神戸市灘区     | 36,124                       |
| 神戸市中央区    | 37,164                       |
| 神戸市兵庫区    | 30,185                       |
| 神戸市北区     | 59,258                       |
| 神戸市長田区    | 25,847                       |
| 神戸市須磨区    | 43,977                       |
| 神戸市垂水区    | 59,137                       |
| 神戸市西区     | 65,635                       |
| 姫路市       | 139,017                      |
| 尼崎市       | 128,279                      |
| 明石市       | 84,111                       |
| 西宮市       | 133,044                      |
| 洲本市       | 11,961                       |
| 芦屋市       | 26,561                       |
| 伊丹市       | 55,517                       |
| 相生市       | 7,791                        |
| 豊岡市及び美方郡  | 30,030                       |
| 加古川市      | 72,512                       |
| たつの市及び揖保郡 | 29,827                       |

|              |        |
|--------------|--------|
| 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡 | 21,379 |
| 西脇市及び多可郡     | 16,291 |
| 宝塚市          | 63,932 |
| 三木市          | 20,848 |
| 高砂市          | 24,453 |
| 川西市及び川辺郡     | 51,841 |
| 小野市          | 12,946 |
| 三田市          | 30,098 |
| 加西市          | 11,772 |
| 丹波篠山市        | 11,114 |
| 養父市及び朝来市     | 14,223 |
| 丹波市          | 17,106 |
| 南あわじ市        | 12,616 |
| 淡路市          | 11,999 |
| 宍粟市          | 9,932  |
| 加東市          | 10,689 |
| 加古郡          | 18,001 |
| 神崎郡          | 11,344 |